



## 今年は5年に一度の国勢調査の実施年です!!

大阪府総務部統計課人口・労働グループ



今年は5年に一度の国勢調査の実施年です。

国勢調査は、国内の人及び世帯の実態の把握を目的とした、国の最も基本的な統計調査で、その調査結果は、選挙における法定人口や行政施策の基礎資料、学術・研究など広範囲に利用されています。

今回の国勢調査では、調査対象である世帯・人のプライバシー意識の高まりなどから、調査票は全て封入提出となり、また、郵送による提出が導入されるなど、従来にない新たな調査方法により行われます。

そこで、「平成22年国勢調査」がどのように進められるか、調査員と世帯の対話を想定し、これにコメント（解説）を付けてみました。

調査員 「こんにちは、国勢調査の調査票をお届けにあがりました。ご協力よろしくお願ひします。」

調査員は自治会等からの推薦や公募などにより、選任された非常勤の国家公務員です。

調査員は身分を証するため、顔写真を貼付した調査員証を携行し、必要に応じて提示することになっています。

「調査票の記入欄は4人分しかありません。調査票は1枚で足りませんか。」

今回の調査では世帯のプライバシー等に配慮し、調査員は世帯員数(居住者数)の確認はしません。

5名以上の家族(居住者)の場合は、調査票が2枚以上必要ですので、その旨を調査員にお伝えください。

世帯 「国勢調査の中身は、出生年月や学歴、職業など個人情報にかかわることばかりなので、ご協力よろしくといわれても・・・。」

個人情報については、統計法で厳しく保護されており、統計の目的以外に使用されることは絶対にありません。

また、統計法には厳格な個人情報保護の規定と同時に、調査対象者に報告義務がある旨の規定があります。

調査員 「調査票は全ての世帯で封入のうえ、提出していただくことになっています。また、調査員は開封して記載漏れがないかどうかといった点検も行ないません。」

調査員は調査票の点検は行なわず、未開封のまま市区町村等に提出します。

【注：世帯からの申し出があれば点検に応じます。】

調査員 「さらに、今回から調査員を経由せず、直接、郵送にて市町村に提出する方法も導入されました。」

「これまでのように調査員に提出するか、郵送により提出するかは世帯が自由に選択できます。」

市町村によっては、調査員提出、郵送提出のいずれかの方法による提出を促すことがあります。

調査員 「後日、調査票の回収に伺います。」

調査員は原則として、世帯から郵送提出する旨の申し出がない限り、調査票を回収するため世帯を訪問します。

【注：調査票配布時に、調査員提出か郵送提出かを決める必要はありません。また、郵送提出申し出後も連絡をいただければ、調査員が回収に伺います。】

世帯 「分かりました。よろしくお願いします。」

調査員への提出ではなく、郵送による提出を選択する場合は、その旨を調査員にお伝えください。

前回の調査では調査員をかたり、調査票をだまし取る事件がありました。少しでも不審な点があれば、市町村又は大阪府にご連絡ください。

調査員 「調査票を回収に参りました。」

調査票は提出用封筒に封入(のり付け)して提出してください。また、調査員が提出用封筒を開封して、調査票を点検することはありません。

世帯 「郵送で提出しました。」

郵送で提出された場合、調査員が回収のために訪問したり、『調査票の提出はお済みですか』といった確認状等を配布するなど、行き違いが生じる場合がありますがご容赦ください。

#### < 調査票未提出世帯に対する調査 >

調査票配布後、10月上旬の提出期間内に調査票を提出いただけなかった世帯につきましては、調査員が10月の下旬に改めて回収に伺います。

不在がちな世帯などにつきましては、新しく導入された郵送提出を活用するなど、調査の円滑実施にご協力ください。